

第13回 宮田町・若宮町合併協議会 会議次第

平成17年8月31日
宮田町中央公民館 学習室

1. 開 会
2. 会長あいさつ
3. 議 事

承認事項

承認第1号 平成16年度宮田町・若宮町合併協議会歳入・歳出決算報告について

報告事項

報告第9号 「市章」選定委員会報告について

報告第10号 合併協定項目に係る未調整事項の調整結果について(その1)

4. その他
5. 閉 会

第 13 回

宮田町・若宮町



合 併 協 議 会

協 議 資 料

目 次

承認事項

ページ

承認第 1 号 平成 16 年度宮田町・若宮町合併協議会 歳入・歳出決算報告について	1
---	---

報告事項

報告第 9 号 「市章」選定委員会報告について	6
報告第 10 号 合併協定項目に係る未調整事項の調整結果について	15

承認第1号

平成16年度宮田町・若宮町合併協議会歳入歳出決算について

平成16年度宮田町・若宮町合併協議会歳入歳出決算について、宮田町・若宮町合併協議会財務規程第10条第1項の規定に基づき、監査報告書を添えて別紙のとおり承認を求めらる。

平成17年8月31日提出

宮田町・若宮町合併協議会

会長 渡辺豊利

平成 1 6 年度

宮田町・若宮町合併協議会歳入歳出決算書

【歳入】

款	項	目	予 算 現 額					調 定 額	収入済額	不 納 欠損額	収 入 未済額	備 考	
			当初予算額	補正予算額	継続費及び 繰越事業費 繰越財源充 当額	計	節						
							区 分						金 額
1 負担金			26,000,000	0	0	26,000,000			26,000,000	26,000,000	0	0	
	1 負担金		26,000,000	0	0	26,000,000			26,000,000	26,000,000	0	0	
		1 負担金		26,000,000	0	0	26,000,000			26,000,000	26,000,000	0	0
								1 町負担金	26,000,000	26,000,000	26,000,000	0	0
2 諸収入			1,000	0	0	1,000			122	122	0	0	
	1 諸収入		1,000	0	0	1,000			122	122	0	0	
		1 諸収入		1,000	0	0	1,000			122	122	0	0
								1 預金利子	1,000	122	122	0	0
歳 入 合 計			26,001,000	0	0	26,001,000			26,000,122	26,000,122	0	0	

【歳出】

款	項	目	予 算 現 額					節		支出済額	翌年度繰越額			不 用 額	備 考	
			当初予算額	補正予算額	継続費及び繰越事業費繰越額	予備費支出及び流用増減	計	区 分	金 額		継続 繰越 繰越	繰越 明許 費	事故 繰越			
1 運営費	1 運営費		11,185,000			273,000	11,458,000			6,375,710	0	0	0	5,082,290		
		1 会議費	4,714,000			125,000	4,839,000			2,562,182	0	0	0	2,276,818		
								1 報 酬	2,048,000	1,017,000	0	0	0	1,031,000		
								8 報償費	150,000	150,000	0	0	0	0		
								9 旅 費	2,153,000	977,351	0	0	0	1,175,649		
								11需用費	463,000	393,417	0	0	0	69,583		
								14使用料及び賃借料	25,000	24,414	0	0	0	586		
		2 事務費	6,471,000			148,000	6,619,000			3,813,528	0	0	0	2,805,472		
								4 共済費	200,000	137,274	0	0	0	62,726		
								7 賃 金	1,726,000	1,278,750	0	0	0	447,250		
								9 旅 費	833,000	129,060	0	0	0	703,940		
								11需用費	758,000	756,899	0	0	0	1,101		
								12役務費	945,000	345,725	0	0	0	599,275		
								14使用料及び賃借料	2,121,000	1,131,020	0	0	0	989,980		
						18備品購入費	36,000	34,800	0	0	0	1,200				
2 事業費	1 事業費		14,324,000			13,000	14,337,000			9,756,584	0	0	0	4,580,416		
		1 事業推進費	14,324,000			13,000	14,337,000			9,756,584	0	0	0	4,580,416		
								8 報償費	60,000	60,000	0	0	0	0		
								11需用費	332,000	302,812	0	0	0	29,188		
								13委託料	13,945,000	9,393,772	0	0	0	4,551,228		
3 予備費	1 予備費		492,000			286,000	206,000							206,000		
		1 予備費	492,000			286,000	206,000							206,000		
		1 予備費	492,000			286,000	206,000							206,000		
歳 出 合 計			26,001,000	0	0		26,001,000			16,132,294	0	0	0	9,868,706		

* 歳入決算額 26,001,122 - 歳出決算額 16,132,294 = 差引残額 9,868,828 円

17 宮 監 第 5 号
平成17年8月19日

宮田町・若宮町合併協議会
会長 渡 辺 豊 利 殿

宮田町監査委員職務執行者 原 田 敏 紀

宮田町監査委員 神 谷 直 道

出納監査結果報告について

宮田町・若宮町合併協議会規約第16条第1項及び同財務規程第10条第1項の規定により監査を実施したところ、決算書と関係帳票、預金通帳ともに整合しており、適正に処理されていることを認める。

記

- | | |
|--------------|------------|
| 1. 監 査 内 容 | 平成16年度末決算 |
| 2. 監 査 実 施 日 | 平成17年8月11日 |
| 3. 監 査 場 所 | 宮田町役場監査室 |

報告第10号

合併協定項目に係る未調整事項の調整結果について

合併協定項目に係る未調整事項の調整結果（その1）について別紙のとおり報告する。

平成17年8月31日提出

宮田町・若宮町合併協議会
会長 渡辺豊利

合併協定項目に係る未調整事項の調整結果（その１）

	合併協定項目	区 分	調印時の調整方針	今回の調整内容
7	農業委員会の委員の定数及び任期の取扱い		選挙による委員は平成18年8月9日まで在任 在任経過後は22人とし、旧町単位に選挙区を設置し、宮田8人、若宮14人とする。 選任による委員数7名。	左記に同じ。
9	一部事務組合の取扱い	市町村広域圏事務組合 じん芥処理組合	直方・鞍手広域市町村圏事務組合については、合併の前日をもって組合から脱退し、新市において合併の日に当該組合に加入する。これを基本に関係市町村と調整する。 じん芥処理組合は、合併の前日をもって組合から脱退し、新市において合併の日に当該組合に加入する。	組織する関係市町数の増減及び一部変更議案を構成市町の平成17年12月議会に提案する。 組織する関係市町数の増減及び一部変更議案を構成町の平成17年12月議会に提案する。
11	特別職の身分の取扱い	報酬・費用弁償	各種委員の報酬・費用弁償については、現行の報酬・費用弁償を踏まえながら、同規模市町村（類似団体）を参照して、合併時まで調整する。	同一案を両町の報酬等審議会に諮り合併時まで調整する。
12	条例、規則等の取扱い		合併協定等を基に両町の例規を検証し、即時施行・漸次施行・廃止に区分して、再編纂を進めていく。	両町の例規（条例、規則、要綱等）715本について、検証し新市発足時即時施行をするもの446本を専決として取り纏める。 内、条例155本
13	事務組織及び機構の取扱い		行政組織及び機構については、合併時に編成を行う。調整内容は、計画的な職員定員管理を包含し、計画性と実行性を持った「行政組織等再編計画(仮称)」を策定し、これを基本方針として調整する。	宮若市行政組織等再編計画を策定し、本計画に基づき市民の利便性と住民ニーズに対応した組織機構を基本とし、厳しい行財政も見据えて、今後とも計画的な定員管理と効率的な行財政運営に努める。

	合併協定項目	区 分	調印時の調整方針	今回の調整内容
14	使用料、手数料等の取扱い	社会教育関係	社会教育関係使用料については、現行どおり存続させ、合併後必要が生じたときに検討を行う。 ただし、減免の取扱いについては、合併時に基準を統一する。	減免の取扱いについては、減免規程に取扱いの相違があるので、これを宮田町の減免規程に統一する。(文化センターマリーホール、海洋センター、テニス場、体育館、青少年野営訓練所等) (使用料の減免の例) *文化センター 1. 町、教育委員会が主催・若しくは共催する行事 全額 2. 町、教育委員会が後援等の行事で特に必要と認める時 3割 3. 社会教育関係団体がその目的に使用する時 全額 4. 社会福祉関係団体がその目的に使用する時 5割 *各施設に応じて減免割合は異なる。
14	使用料、手数料等の取扱い	道路・河川占用等許可関連事務	道路・河川占用等許可関連事務については、占用対象項目、占用料金について、関係法令等を基に合併時まで調整を図る。	宮田町占使用徴収条例を基に、占使用を占用・使用と置き換え宮若市占用・使用料徴収条例とする。 なお、条例の規定に(占用の取消し、原形復旧、損害賠償)の項目を加える。 市制施行に伴い道路法施行令に定められている占用物件及び額を基準とし、新市の占用・使用料を作成する。
15	公共的団体等の取扱い	自治会及び自治会長会 社会福祉協議会 シルバー人材センター	身分・報酬については、自治会長への事務委託の内容等を検討し、合併時まで調整する。 合併までに統合できるように支援する。 補助金、委託事業等については、協議会の事務内容等を考慮しながら、合併時まで調整する。 シルバー人材センター事業については、合併に応じた運営主体とするための調整、支援を行う。	合併時まで調整する。 社会福祉協議会については、自治体の合併に合わせて現在、協議中、事務所は宮田に置く。合併時まで宮若市社会福祉協議会として発足できるよう支援する。 宮若市、小竹町として組織し、引き続き必要な支援を継続する。

	合併協定項目	区 分	調印時の調整方針	今回の調整内容
16	補助金、交付金等の取扱い	農地等災害復旧	農地・農業用施設災害復旧事業については、合併時に、負担割合の一元化を図る。	農業用施設災害 = 合併時に負担割合を宮田町の例により統合する。 農 地 災 害 = 近隣自治体の受益者負担金徴収条例等を参考に、災害復旧の一部を負担する方向で、負担割合・限度額・減免規程等調整する。
18	慣行の取扱い	新市の記章・旗	新市の「記章」と『旗』は、合併時まで調整する。	新市の記章は、宮田・若宮をはじめ全国から公募し、584点の応募から市章選定委員会に於いて決定。
19	各種事務事業の取扱い	学校教育関係 奨学金 学校給食 公民館運営 業務休館日等 電算システム	奨学金については、合併時に、現在の両町の基金を統合した奨学基金を設置し、条例(基金設置)・規則(貸付・償還・免除)を制定するとともに、審議会(奨学生の選考等)の会則を整備し、これを設置する。 給食費については、合併時に再編する。 休館日等は、合併時まで統一する。 合併時に電算システムを統合する。	貸付金額については、宮田町の金額へ統一する。 宮若市奨学金貸付基金条例 (奨学金) 1. 公立高校に在学する生徒 月額 11,000円 2. 私立高校、高等専門学校 " 15,000円 3. 公立短期大学及び大学 " 20,000円 4. 私立短期大学及び大学 " 25,000円 (入学支度金) 1. 高校・高等専門学校 40,000円 2. 短期大学及び大学 50,000円 幼稚園・小学校 3,600円・中学校 4,100円 若宮の幼稚園 中学校は完全実施された場合 年末年始を除き開館。 合併に向けて、統合中。